

水道料金及び下水道料金の減免措置

1 水道料金の減免措置基準

公衆浴場営業、社会福祉施設、生活保護世帯、児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者、皮革関連企業、めっき業に対する減免措置基準

対 象	措 置 内 容
<p>1 公衆浴場営業 東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号。以下「給水条例」という。）第23条の3第2項の規定の適用を受けるもの</p>	<p>従量料金について、1月当たり5^mを超える使用水量1^mにつき15円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を減額する。</p>
<p>2 社会福祉施設 (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業（助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に応ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。）を行う施設（当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。）であって、次のア又はイのいずれにも該当しないもの ア 国又は地方公共団体が設置又は経営するもの イ 社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業以外の事業を行う施設が併設されているもの (2) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第45条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設</p>	<p>基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額の10%を減額する。</p>
<p>3 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号により生活扶助を受ける者（給水条例第30条第2項の規定の適用を受ける者）</p>	<p>基本料金と1月当たり使用水量10^mまでの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。 ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量10^mまでの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金と1月当たり使用水量5^mまでの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。</p>
<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第2号から第5号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯</p>	<p>基本料金と1月当たり使用水量10^mまでの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を免除する。</p>

対 象	措 置 内 容
<p>4 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）により児童扶養手当の支給を受ける者又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当の支給を受ける者（給水条例第30条第2項第2号の適用を受ける者）</p>	<p>基本料金と1月当たり使用水量10m³までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。</p> <p>ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量10m³までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額から、基本料金と1月当たり使用水量5m³までの分に係る従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額を差し引いて得た額を免除する。</p>
<p>5 用水型皮革関連企業 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場及び染革業</p>	<p>1月当たり100m³を超える使用水量に係る従量料金に100分の110を乗じて得た額の20%を減額する。</p>
<p>6 めっき業 めっき業を専業とする者の当該めっき業に係る施設</p>	<p>1月当たり100m³を超える使用水量に係る従量料金に100分の110を乗じて得た額の15%を減額する。</p>

2 下水道料金の減免措置基準

公衆浴場営業、医療施設、社会福祉施設、生活保護世帯（教育、住宅、医療、介護扶助）、皮革関連企業、めっき業、染色整理業、高齢者世帯、生活関連業種に対する減免措置基準

対 象	措 置 内 容
<p>1 公衆浴場営業 東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第14条第1項に規定する料率表の汚水の種別欄に掲げる浴場汚水の適用を受けるもの</p>	<p>1月当たり8 m³以下の汚水排出量に係る料金について、16円に100分の110を乗じて得た額及び1月当たり8 m³を超える汚水排出量に係る料金について、当該汚水排出量1 m³につき2円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を減額する。</p>
<p>2 医療施設 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（国又は地方公共団体が経営するものを除く。）</p>	<p>1月当たり5,000 m³以下の汚水排出量に係る料金の10%を減額する。</p>
<p>3 社会福祉施設 (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業（助葬事業、資金を融通する事業、相談支援事業、相談に応ずる事業、手話通訳事業、居宅介護等事業、日常生活支援事業、訪問事業及び移動支援事業を除く。）を行う施設（当該施設が事務所、職員寮等事業の管理のために専ら利用されている場合を除く。）であって、次のア又はイのいずれにも該当しないもの ア 国又は地方公共団体が設置又は経営するもの イ 社会福祉法の適用を受ける社会福祉事業以外の事業を行う施設が併設されているもの (2) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第45条の規定により認可を受けた者が経営する更生保護施設</p>	<p>料金の20%を減額する。</p>
<p>4 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第2号から第5号までに規定する教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける世帯</p>	<p>1月当たり8 m³以下の汚水排出量に係る料金の全額を免除する。</p>
<p>5 皮革関連企業 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場及び染革業</p>	<p>1月当たり200 m³を超え10,000 m³以下の汚水排出量に係る料金の50%及び1月当たり10,000 m³を超える汚水排出量に係る料金の30%を減額する。</p>
<p>6 めっき業 めっき業を専業とする者の当該めっき業に係る施設</p>	<p>1月当たり100 m³を超える汚水排出量に係る料金の20%を減額する。</p>
<p>7 染色整理業 染料、顔料及びその他の着色料を使用して繊維又は繊維製品に染色する業を専業とする者の当該事業に係る施設</p>	<p>1月当たり50 m³を超え3,000 m³以下の汚水排出量に係る料金の10%を減額する。</p>

対 象	措 置 内 容
<p>8 高齢者世帯 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金を受給している世帯</p>	<p>1月当たり8 m³以下の汚水排出量に係る料金の全額を免除する。</p>
<p>9 生活関連業種 別表「生活関連業種の減免対象範囲」に掲げる23業種につき、同表に定める要件を満たして営業するもの</p>	<p>1月当たり50 m³を超え200 m³以下の汚水排出量に係る料金について、当該汚水排出量1 m³につき5円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を減額する。</p>

3 措置期間

水道料金 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

下水道料金 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 申請等受付

（1）令和8年3月31日時点で既に減免措置を受けている方については、再申請は不要です。

（2）新規に申請する方について

ア 申請は、下記で受け付けします。

（ア）23区にお住まいの方

お住まいの区域を所管する水道局営業所

（イ）多摩統合市町にお住まいの方

お住まいの区域を所管する水道局サービスステーション

イ 減免措置は、申請を受け付けた日の属する月分から適用します。

生活関連業種の減免対象範囲

【別表】

業種	業態
1 パン製造小売業	店舗を設け、一般消費者を対象に主として食パン（菓子パンを含む。）の製造・販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量
2 クリーニング業	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所（洗濯物の処理をしない単なる受取り及び引渡しのための施設を除く。）を設置して行うクリーニング業（繊維製品を使用させるため貸与し、その使用済み後は、これを回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うものを除く。）を営む者が、当該クリーニング所において、直接、その営業のために使用した水量
3 魚介類小売業	店舗を設け、一般消費者を対象に主として生鮮魚介類の販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量
4 豆腐製造小売業	店舗を設け、一般消費者を対象に主として豆腐の製造・販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量
5 日本そば店	店舗を設け、一般消費者を対象にそば又はうどん等を食させることを業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量
6 中華そば店	店舗を設け、一般消費者を対象に中華そば等を食させることを業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量
7 めん類製造業	主としてめん類（ゆでめん、生めん、中華めん等をいい、乾めんを含む。）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量
8 野菜小売業	店舗を設け、一般消費者を対象に主として生鮮野菜類の販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量
9 かまぼこ水産加工業	主としてかまぼこ等魚肉ねり製品の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量
10 こんにやく製造業	主としてこんにやくの製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量
11 民生食堂・大衆食堂	<p>民生食堂 東京都民生食堂指定要綱（昭和48年3月26日47民福地第570号民生局長決定）第5条第1項の規定により、知事の指定を受け、食堂を営む者が、当該食堂において、直接、その営業のために使用した水量</p> <p>大衆食堂 店舗を設け、一般消費者を対象に米飯と多品種の副食物等を一般市価よりも低廉な価格で食させることを業とする者が、当該食堂において、直接、その営業のために使用した水量</p>
12 食肉小売業	店舗を設け、一般消費者を対象に主として食肉（牛、豚、鶏等の食肉をいい、臓器を含む。）の販売を業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量

業 種	業 態
13 大 衆 す し 店	店舗を設け、一般消費者を対象に主として調理したすしを食させることを業とする者が、当該店舗（並握りずし1人前を1, 100円以下で食させる店舗に限る。）において、直接、その営業のために使用した水量
14 あ ん 類 製 造 業	主としてあん類の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量
15 ソ ー ス 製 造 業	主としてソース類（ウスターソース、果実ソース、果実ピューレ、ケチャップ又はマヨネーズ）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量
16 つ け 物 製 造 業	主としてつけ物（野菜、果実、きのこ等を塩、みそ等に漬けたもの）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量
17 そ う ざ い 製 造 業	主としてそうざい〔煮物（つくだ煮を除く。）〕、焼物、揚物等の副食物の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量
18 つ く だ 煮 製 造 業	主としてつくだ煮（あさり、昆布、小魚等を煮詰めたもの）の製造を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量
19 ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ 製 造 業	主として食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの）の製造（小分け包装のみの場合を除く。）を業とする者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量
20 水 産 物 仲 卸 業	中央卸売市場に店舗を設け、主として一般小売店を対象に水産物を販売する仲卸業を営む者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量
21 簡 易 宿 所 営 業 等	<p>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び同条第3項に規定する簡易宿所営業等〔風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に係るものを除く。〕を営む者が、当該施設において、直接、その営業のために使用した水量</p> <p>ただし、同法第2条第2項に規定するものは、宿泊定員の半数以上を1人1泊当たり5,000円以下で宿泊させる施設を備えているもの、同法第2条第3項に規定するものは、宿泊定員の半数以上を1人1泊当たり2,000円以下で宿泊させる施設を備えているものに限る。</p>
22 理 容 業	理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所を設置して、一般消費者を対象に理容業を営む者が、当該理容所において、直接、その営業のために使用した水量
23 美 容 業	美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所を設置して、一般消費者を対象に美容業を営む者が、当該美容所において、直接、その営業のために使用した水量

備考

- 1 業種の欄に掲げる営業のために使用した汚水排出量に係る料金は、東京都下水道条例施行規程(昭和37年東京都下水道局管理規程第28号)第26条の3に規定する徴収単位ごとに算出するものであること。
- 2 業種の欄に掲げる営業を行う店舗がチェーン店又はフランチャイズ店で、水道使用者名にチェーン店名又はフランチャイズ店名が使用されている場合（一部使用を含む。）、当該下水道使用者は、減免措置の対象とならないものとする。
- 3 業種の欄に掲げる営業に係る水道料金及び下水道料金の請求先が本社等に集約され、その支払い（口座振替、事前登録によるクレジットカード払い含む。）が行われている場合、当該下水道使用者は、減免措置の対象とならないものとする。